

障害者・児福祉サービス版 内容評価項目(19項目)A評価 最低要件ガイド (朱書き:A評価判断基準)

No.	評価項目コード	評価項目名	A評価の判断基準(最低要件)	主な評価の着眼点(A評価に必要なもの)	留意点・種別ごとの特記事項
A-1 利用者の尊重と権利擁護					
1	A① A-1-(1)-①	利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている	利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている	・エンパワメントの理念にもとづく個別支援 ・利用者の主体的な活動の尊重・促進 ・趣味・衣服・理美容・嗜好品等への意思と希望の尊重 ・生活ルール等を利用者と話し合って決定 ・利用者一人ひとりへの合理的配慮の具体化 ・権利についての職員の検討・共有機会の設置	自己決定の尊重・エンパワメント支援が行われていない場合はC評価 ※合理的配慮の実践・取組の蓄積も評価対象
2	A② A-1-(2)-①	利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている	利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている	・権利擁護の規程・マニュアル整備と職員への周知 ・権利擁護の取組を利用者・家族に周知 ・虐待防止・早期発見のための具体的取組 ・身体拘束は原則禁止。緊急やむを得ない場合の手続・記録を明確化 ・所管行政への虐待届出・報告フローの明確化 ・再発防止策の検討・実践の仕組み ・職員が権利侵害を定期的に検討する機会の設置	【判断基準がa/cの2段階】取組が十分でない場合はいきなりC評価 虐待等の権利侵害防止は法令上の必須事項。過去3年程度の状況も踏まえて評価
A-2 生活支援					
3	A③ A-2-(1)-①	利用者の自律・自立生活のための支援を行っている	利用者の自律・自立生活のための支援を行っている	・心身の状況・生活習慣・望む生活を理解した個別支援 ・自力での行為は見守り基本→必要時に迅速支援 ・自律・自立への動機づけ ・生活自己管理(整理整頓・金銭・スケジュール等)の支援 ・行政手続・生活関連サービス等の利用支援	自律・自立生活への支援が行われていない場合はC評価 ※訪問支援では日常生活自立支援事業・成年後見制度の活用確認も必要
4	A④ A-2-(1)-②	利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている	利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている	・障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段の確保 ・コミュニケーションが困難な利用者への個別配慮 ・意思表示困難な利用者の意思・希望を理解する取組 ・コミュニケーション能力を高める支援 ・コミュニケーション機器の活用・代弁者の協力	コミュニケーション手段の確保・支援が行われていない場合はC評価 ※AAC機器等の技術向上を踏まえた支援も求められる
5	A⑤ A-2-(1)-③	利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている	利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている	・利用者が話したいことを話せる個別の機会の確保 ・選択・決定のための情報提供・説明 ・意思決定支援を組織として適切に実施 ・相談内容をサービス管理責任者等と職員間で検討・共有 ・相談内容を個別支援計画に反映	日常的な個別相談・意思決定支援が行われていない場合はC評価 ※サービス管理責任者のみでなく職員全体での相談対応・共有が重要
6	A⑥ A-2-(1)-④	個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている	個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている	・利用者の希望・ニーズに応じた日中活動の多様化 ・活動・プログラムへの参加支援 ・利用者の意向にもとづく余暇・レクリエーションの提供 ・文化的・生活・余暇・スポーツに関する情報提供 ・地域の日中活動に関する情報提供と利用支援 ・個別支援計画見直しと連動した日中活動の検討・見直し	個別支援計画にもとづく日中活動が行われていない場合はC評価 ※機能訓練はA⑩、社会参加はA⑬、就労支援はA⑰～で評価

障害者・児福祉サービス版 内容評価項目(19項目)A評価 最低要件ガイド (朱書き:A評価判断基準)

No.	評価項目コード	評価項目名	A評価の判断基準(最低要件)	主な評価の着眼点(A評価に必要なもの)	留意点・種別ごとの特記事項
7	A⑦ A-2-(1)-⑤	利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている	利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている	・職員の障害に関する専門知識の習得・支援向上 ・障害による行動・生活状況を把握し職員間で共有 ・行動障害(不適応行動)への個別的・適切な対応 ・行動障害のある利用者の支援記録をもとに支援方法を検討・見直し ・必要に応じて利用者間の関係調整	障害状況に応じた支援が行われていない場合はC評価 ※訪問支援では「利用者間の関係調整」は適用外
8	A⑧ A-2-(2)-①	個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている	個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている	・食事:嗜好を考慮した献立・楽しく食べられる工夫・個別対応 ・入浴:利用者の意向・心身状況に応じた入浴支援・尊厳配慮 ・排せつ:利用者の意向・尊厳に配慮した迅速・適切な支援 ・移動・移乗:利用者の自主性を尊重し福祉用具を適切活用 ・個別支援計画とマニュアルにもとづく実施	計画にもとづく日常生活支援が行われていない場合はC評価 ※訪問・通所・就労支援では、障害福祉サービスの類型に応じて必須でない着眼点は柔軟に適用
9	A⑨ A-2-(3)-①	利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている	利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている	・居室・日中活動の場等が安心・安全に配慮されている ・居室・食堂・浴室・トイレ等の清潔・適温・明るい雰囲気 ・思い思いに過ごせる・安眠できる環境の工夫 ・他利用者に影響がある場合は別室対応等 ・利用者の意向を把握した環境改善の取組	快適性・安心・安全に配慮した生活環境が確保されていない場合はC評価 ※訪問・共同生活支援では「他利用者への影響」は適用外
10	A⑩ A-2-(4)-①	利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている	利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている	・生活動作のなかで意図的な機能訓練・生活訓練を実施 ・利用者が主体的に取組めるよう工夫 ・専門職(PT・OT・ST等)の助言・指導のもとに実施 ・利用者一人ひとりの計画を定め、関係職種が連携 ・定期的なモニタリングと計画の検討・見直し	機能訓練・生活訓練が行われていない場合はC評価 ※専門職配置がない場合は関係機関の専門職の助言・指導を活用
11	A⑪ A-2-(5)-①	利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている	利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている	・支援のさまざまな場面での健康状態の把握 ・医師・看護師等による健康相談・説明の機会を定期的に設置 ・障害状況に合わせた健康維持・増進の工夫 ・体調変化時の迅速対応の手順・医療機関との連携体制 ・障害者・児の健康管理に関する職員研修・個別指導の定期実施	健康状態の把握・体調変化時の対応体制がない場合はC評価 ※訪問・通所・就労支援では家庭での健康管理への助言・情報提供も含む
12	A⑫ A-2-(5)-②	医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている	医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている	・医療的支援の方針と管理者の責任の明確化・手順書の整備 ・服薬管理(内服薬・外用薬)を適切に実施(誤薬防止等) ・慢性疾患・アレルギー疾患等への医師指示にもとづく対応 ・医療的ケア(喀痰吸引・経管栄養)は医師指示と安全管理体制のもとに実施 ・医療的支援に関する職員研修・個別指導の定期実施	【非該当規定あり】医療的な支援を実施していない場合は「非該当」とすることができる 医療的支援を実施している体制が不十分な場合はC評価
13	A⑬ A-2-(6)-①	利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている	利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている	・利用者の希望・意向を把握し社会参加に資する情報・体験機会を提供 ・外出・外泊・友人との交流等について利用者を尊重した柔軟な対応 ・支援 ・利用者・家族の希望と意向を尊重した学習支援 ・社会参加・学習への意欲を高める支援と工夫	社会参加・学習のための支援が行われていない場合はC評価 ※就労支援の実施内容はA⑰～で評価 ※通所支援では「外出・外泊・友人との交流」の着眼点は適用外

障害者・児福祉サービス版 内容評価項目(19項目)A評価 最低要件ガイド (朱書き:A評価判断基準)

No.	評価項目コード	評価項目名	A評価の判断基準(最低要件)	主な評価の着眼点(A評価に必要なもの)	留意点・種別ごとの特記事項
14	A⑭ A-2-(7)-①	利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている	利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている	・地域生活に必要な社会資源の情報・学習・体験機会の提供 ・社会生活力と地域生活への意欲を高める支援・工夫 ・利用者の意思・希望を尊重した地域移行支援 ・地域生活の課題を把握し具体的な生活環境への配慮・支援 ・地域の関係機関(相談支援事業所等)と連携・協力	【入所支援】地域生活への移行支援を実施していない場合はC評価 【訪問・通所・就労・共同生活】地域生活継続のための支援を中心に評価 地域移行の実現のみで評価せず、支援内容・経過をもとに評価
15	A⑮ A-2-(8)-①	利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている	利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている	・利用者の意向を尊重した家族等との連携・交流 ・利用者の生活状況等の定期的な家族等への報告 ・利用者の生活・支援について家族等と意見交換する機会の設置 ・家族等からの相談に応じた助言等の家族支援 ・体調不良・急変時の家族等への報告・連絡ルールの明確化	家族等との連携・交流・家族支援が行われていない場合はC評価 【障害児支援】保護者支援(ペアレント・トレーニング等)・きょうだい支援も含む
A-3 発達支援(障害児支援に適用)					
16	A⑯ A-3-(1)-①	子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている	子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている	・発達過程・適応行動の状況等を踏まえた発達支援(個別支援) ・基本的日常動作・自立生活支援のための個別活動と集団活動の組み合わせ ・活動プログラムをチームで作成・子どもの状況に応じた工夫・見直し ・学校・保育所・認定こども園・児童発達支援事業所等との情報共有 ・連携・調整 ・ライフステージに応じた切れ目のない縦・横の連携	【適用範囲】障害児支援(障害児入所支援・障害児通所支援)のみに適用 それ以外の福祉施設・事業所は「評価外」とする 発達支援が行われていない場合はC評価
A-4 就労支援(就労支援事業所に適用)					
17	A⑰ A-4-(1)-①	利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている	利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている	・一人ひとりの働く力・可能性を引き出す取組・工夫 ・利用者の障害に応じた就労支援 ・働くために必要なマナー・知識・技術の習得・能力向上支援 ・働く意欲の維持・向上のための支援 ・仕事・支援内容について利用者への定期的な報告と話し合い ・地域の企業・関係機関等との連携	【適用範囲】就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)等に適用 それ以外の施設・事業所は「評価外」とする 就労支援が行われていない場合はC評価
18	A⑱ A-4-(1)-②	利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている	利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている	・利用者の障害・能力・適性に応じた仕事の選択・配慮 ・仕事内容の多様化・工夫による利用者の可能性の拡大 ・利用者の障害に配慮した作業場所・設備・道具等の整備 ・労働安全衛生の観点からの作業環境の整備 ・仕事内容の定期的な見直しと利用者への説明	適切な仕事内容等への取組・配慮が行われていない場合はC評価 ※就労支援における生活環境(作業環境)については本項目で評価
19	A⑲ A-4-(1)-③	職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている	職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている	・一般就労に向けた職場開拓(企業開拓・開発就労等)の実施 ・利用者の就職活動への支援(履歴書作成・面接練習等) ・就職後の職場定着支援(相談対応・職場訪問等) ・関係機関(ハローワーク・障害者就業・生活支援センター等)との連携 ・就労実績の把握と取組の見直し	職場開拓・就職活動支援・定着支援が行われていない場合はC評価 ※就労継続支援(B型)では福祉的就労の支援が中心となるが、一般就労への移行支援も求められる